

1. 利用料

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分になります。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が非該当と判定した方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

【料金表（単位数）】 通常時間帯（24時間365日）月あたりの定額払い

要介護度	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 単位数	看護利用時に追加される 単位数
要介護1	5,446	2,954
要介護2	9,720	2,954
要介護3	16,140	2,954
要介護4	20,417	2,954
要介護5	24,692	3,754

【加算及び減算料金】

項目	概要	単位数	
		要介護度	
通所介護サービス 利用時の減算額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、通所介護サービス等を利用された場合に減算されます。	要介護1	-62
		要介護2	-111
		要介護3	-184
		要介護4	-233
		要介護5	-281
短期入所サービス 利用時の日割り金額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、短期入所サービス等を利用された場合に減算されます。	要介護1	179
		要介護2	320
		要介護3	531
		要介護4	672
		要介護5	812
初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合に加算されます。	1日につき 30単位	
総合マネジメント体制 強化加算 (I)(II) *	厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が当該サービスの質を継続的に管理した場合加算されます。	1月につき (I) 1,200単位 (II) 800単位	
サービス提供体制強化 加算 (I)(II)(III) *	介護福祉士など介護職員の資格の有無や勤続年数などをもとに、より質の高いサービスを提供する体制が整っている場合加算されます。	1月につき (I) 750単位 (II) 640単位 (III) 350単位	
介護職員等処遇改善加算 (I)(II)(III)(IV) *	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合加算されます。	1月につき (I) 所定単位×24.5% (II) 所定単位×22.4% (III) 所定単位×18.2% (IV) 所定単位×14.5%	

* 区分支給限度基準額の算定対象外です。

※上記料金及び加算減算は、一割負担の場合となります。

介護報酬告示額に、地域区分毎の単価（1単位＝10円）と、利用者負担割合を乗じた金額が、利用者負担金になります。

（その他）

介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接株式会社 和が家に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外として料金をいただきます。後日、区市町村の窓口へ株式会社 和が家の発行するサービス提供証明書を提出することで差額の払戻しを受けられることがありますので保険者へ相談してください。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとします。

（令和6年月3月15日）

株式会社 和が家